

香川地方最低賃金審議会
第1回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開 催 日 時	平成28年9月30日 13時27分～15時13分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主 要 議 題	1 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議 事 要 旨	<p>1. 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局(香川労働局賃金室)より最低賃金に関する基礎調査結果について説明がなされた。</p> <p>③ 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側から金額提示され、根拠等について説明がなされた。</p> <p>2. 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 839円 (+34円)</p> <p style="padding-left: 150px;">根拠 : 特定最賃は電気の基幹産業の最賃なので一定の優位性を保つ必要がある。県最賃との指数(差)1.13(倍)を目標</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 813円 (+8円)</p> <p style="padding-left: 150px;">根拠 : 円高などの影響で経済状況は悪く、企業間にバラツキがある。昨年は+15円であったが、経営環境はその半額程度、また香川県最賃の1/3程度でもある+8円が妥当。</p> <p style="padding-left: 40px;">公益側より再考を求めたところ</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 835円 (+30円)</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 816円 (+11円)</p> <p style="padding-left: 40px;">労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子がうかがえない為、次回の専門部会において引き続き審議することを確認し、散会。</p>		